

I 調査の概要

1 調査の目的

本調査は、市町及び検診実施機関で実施されるがん検診の実施状況や精度管理の状況を把握・評価することを目的とし、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 19 条の 2 に基づく健康増進事業として市町が実施したがん検診の実施状況を調査したものである。

2 調査内容

(1) 平成 25 年度（本年度）がん検診実施体制及び受診状況等

平成 25 年度のがん検診の実施体制及び受診状況等について、平成 26 年 9 月末日の状況を調査した。

(2) 平成 24 年度（前年度）精密検査結果確定分

平成 24 年度がん検診受診者のうち要精密検査であった者の精密検査結果について、平成 26 年 9 月末日の結果を調査した。

3 集計方法

市町からの報告（宇都宮市を除く）を健康福祉センターで 1 次集計し、宇都宮市及び健康福祉センターの集計分を栃木県健康増進課で 2 次集計した。

4 対象者数の算出について

(1) がん検診対象者数については、「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」（平成 20 年 3 月 がん検診事業の評価に関する委員会）及び「市町村がん検診事業の充実強化について」（平成 21 年 3 月 18 日付け健総発第 0318001 号 厚生労働省健康局総務課長通知）に示された以下の算出方法を用いた。

市町村事業におけるがん検診対象者数＝市町村人口－就労者数＋農林水産従事者
* 「市町村人口」等は、平成 22 年度国勢調査報告書（総務省統計局）の 40 歳以上
（子宮頸がんは 20 歳以上）
・男女ごとに算出

(2) 各比率の算出にあたっては、原則算出対象年度毎に、厚生労働省の指針による各がん検診の対象年齢及び検査項目を受診している者を対象とした。

5 この調査に用いる主な比率及び用語の解説

(1) 受診率

がん検診対象者のうち、実際に検診を受けた者の割合

【計算式】

受診率＝受診者数÷検診対象者数×100 ※図 ②÷①×100

（乳がん、子宮頸がんは、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」

（平成 20 年 3 月 31 日付け健発第 03331058 号 厚生労働省健康局長通知）による次の算出方法）

受診率＝（前年度の受診者数＋当該年度の受診者数－前年度及び当該年度における 2 年連続受診者数）
÷当該年度の対象者数×100

（解説）受診率は高いことが望ましい。

(2) 要精検率（「精密検査」は、以下「精検」という。）

がん検診受診者のうち、診断結果が「精検が必要」とされた者（要精検者）の割合

【計算式】

$$\text{要精検率} = \text{要精検者数} \div \text{検診受診者数} \times 100 \quad \text{※図 } ③ \div ② \times 100$$

（解説）

- ・ 検診受診者の中でその疾患にかかっている者が多い場合には、一般に要精検率が高くなる。
- ・ 検診において、過度に要精検率が高い場合には、精検が必要でない者が「要精検」と判断されている可能性があり、逆に過度に要精検率が低い場合には、精検が必要な者が精検不要と判断されている可能性がある。

(3) 精検受診率

要精検者のうち、精検を受けた者の割合

【計算式】

$$\text{精検受診率} = \text{精検受診者数} \div \text{要精検者数} \times 100 \quad \text{※図 } ④ \div ③ \times 100$$

（解説）

- ・ 精検受診率は高いことが望ましい。
- ・ 精検を受けなかった者（精検未受診者）が多い場合や、精検の結果が把握されていない者（精検結果未把握者）、精検を受診したか否かが把握できていない者（精検受診未把握者）が多い場合、精検受診率が低くなる。
- ・ 精検受診率が低い場合、がん発見率や陽性反応適中度が低くなる。

(4) 陽性反応適中度

要精検者のうち、がんが発見された者の割合

【計算式】

$$\text{陽性反応適中度} = \text{がんであった者の数} \div \text{要精検者数} \times 100 \quad \text{※図 } ⑥ \div ③ \times 100$$

（解説）

- ・ 陽性反応適中度は、高いことが望ましい。
- ・ 検診実施機関においてがんを適切に発見出来ない場合や、市町において精検結果が把握されていない場合は低くなる。

(5) がん発見率

がん検診受診者のうち、がんが発見された者の割合

【計算式】

$$\text{がん発見率} = \text{がんであった者の数} \div \text{検診受診者数} \times 100 \quad \text{※図 } ⑥ \div ② \times 100$$

（解説）

- ・ がん発見率は高いことが望ましい。
- ・ がん発見率は有病率が低い集団が受診している場合や精検結果が把握されていない場合は低く、有病率が高い集団が受診している場合は高くなる傾向がある。

(6) (精検) 未把握率

精検結果や精検を受診したか否かが把握できない者の割合

【計算式】

$$\text{未把握率} = (\text{精検受診者の精検結果未把握者数} + \text{精検未把握者数}) \div \text{要精検者数} \times 100 \quad \text{※図 } (⑦ + ⑧) \div ③ \times 100$$

(7) 精検未受診者率

要精検者が精検を受診しなかったことが判明している割合

【計算式】

$$\text{精検未受診者率} = \text{精検未受診者数} \div \text{要精検者数} \times 100 \quad \text{※図 } ⑨ \div ③ \times 100$$

(8) (未把握者+未受診者) 率

要精検者で精検結果未把握者、精検受診未把握者、精検未受診者の割合

【計算式】

$$\text{(未把握者+未受診者) 率} = (\text{精検結果未把握者数} + \text{精検受診未把握者数} + \text{精検未受診者数}) \div \text{要精検者数} \times 100 \quad \text{※図 } (⑦ + ⑧ + ⑨) \div ③ \times 100$$

※図

対象者①							
受診者②						未受診者	
要精検者③							
精検受診者④				精検結果 未把握者 ⑦	精検受診 未把握者 ⑧		精検未受 診者⑨
精検結果把握者⑤							
異常なし	がんであ った者⑥	がん以外 の疾患で あった者					

精検受診未把握者⑧…各市町が要精検となった者のうち精検を受診したか否かを把握していない者の人数

精検未受診者⑨…各市町が要精検となった者のうち精検を受診しなかったことを把握している者の人数

(参考)

市町村は、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知)により科学的根拠に基づくがん検診を推進している。

(指針の内容)

種類	検査項目	対象者	受診間隔
胃がん検診	問診及び胃部エックス線検査	40歳以上	年1回
肺がん検診	問診、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診	40歳以上	年1回
大腸がん検診	問診及び便潜血検査	40歳以上	年1回
子宮頸がん検診	問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診	20歳以上	2年に1回
乳がん検診	問診、視触診及び乳房エックス線検査	40歳以上	2年に1回

※統計表の符号は次の通り。

数値が「0」の場合は空欄。

調査対象外の場合は「-」と表記。

※特に表記のない場合は、国の指針による検診方式及び対象者(年齢)により集計している。